

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」に関する意見募集の結果について

平成27年9月15日
特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護委員会においては、本年7月25日（土）から8月24日（月）まで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して1の個人又は団体から延べ3件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、本日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則」を定めましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。